

岐阜市行政第18-3号
平成18年4月5日

岐阜市長 細江 茂光 様

岐阜市情報公開・
個人情報保護審査会
会長 榊原 秀訓

公文書公開請求に対する一部非公開処分に関する不服申立てについて（答申）

平成17年6月15日付け岐阜市行政第37号で諮問されたで諮問のあった岐阜市長が行った一部非公開処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当 行政管理部行政室法規グループ

答 申

第1 当審査会の結論

市長（以下「実施機関」という。）が、岐阜市情報公開・個人情報保護審査会に資料として提出された公文書の公開請求に係り、当該公文書のうち低入札価格調査票（以下「本件公文書」という。）について、情報の本人（法人）からの請求に対してはその本人の会社名（以下「本件情報」という。）を公開したが、不服申立人からの公開請求に対しては本件情報を非公開とした処分は、取り消すべきである。

第2 不服申立人の主張の要旨

1 不服申立ての趣旨

平成17年3月30日付け岐阜市行政第125-4号で実施機関が行った一部非公開処分は、取り消すべきである。

2 不服申立ての理由の要旨

不服申立人の主張する不服申立ての理由は、次のとおりである。

- (1) 情報公開制度においては、一度公開請求がなされて処分したのについて、公開する情報を開示請求者の立場によって変更することは誤った制度の運用である。
- (2) 本人が自己の情報の開示を情報公開条例により請求した場合は、個人情報保護制度による開示請求を教示すべきである。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 不服申立てをした者の氏名等は、岐阜市情報公開条例（以下「公開条例」という。）第6条第1項第2号に規定する個人に関する情報で特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち通常他人に知られたいと認められるもの又は同項第3号に規定する法人その他の団体に関する情報で、公開することにより当該法人等の事業上の正当な利益を著しく害することが明らかであると認められるものに該当するため非公開となる。
- (2) 法人については、個人情報保護条例による開示請求等の権利は認めず、法人自身の情報を含め実施機関が保有する情報の開示の請求は、情報公開条例によることとなる。この場合において、不服申立人が主張するように自己の情報についても第3者が公開請求したときと同じ取扱いしかできないならば、自己の情報について公開されない場合が生ずることとなる。ゆえに、法人が自己情報を含む情報の公開請求をした場合は、個人が個人情報の開示請求を行ったのと同様な取扱いを行うことが合理的である。

第4 当審査会の判断

1 本件公文書の性質

本件公文書は、市の契約に係る競争入札において予定価格を大幅に下回る場合に低入札調査委員会の審査を受けるため事情聴取した結果を行政管理部長がまとめた低入札価格調査票について、低入札をした法人が行った公開請求に対して実施機関が一部非公開処分をした公文書で、当該法人から不服申立てがなされたため当審査会に提出されたものであり、実施機関が作成・保有しており公開条例第2条第1号の公文書に該当する。

2 公開条例第6条第1項第3号の該当性について

本件情報は、本件情報の法人が自らのホームページで当該低入札価格調査票に関する事等について公表していることから、公開条例第6条第1項第3号に規定する公開することにより当該法人等の事業上の正当な利益を著しく害することが明らかであると認められる情報には該当しない。

また、「調査基準価格」は、本件情報の法人に限って公開したものではないことから、非公開情報には該当しない。

3 結論

上記の理由により、第1のとおり判断する。

第5 審査会の審査経緯等

平成17年	3月16日	公文書公開請求
	3月30日	実施機関の一部非公開決定
	4月5日	不服申立て
平成17年	6月15日	諮問
	7月25日	実施機関に陳述書の提出依頼
	8月5日	陳述書提出
	9月20日	陳述書の写しを不服申立人に送付
	12月1日	不服申立人から意見書の提出
	12月2日	審査会開催。実施機関から意見聴取
平成18年	1月20日	審査会開催
	2月23日	審査会開催
	4月5日	審査会開催。答申